

東広島市農業委員会令和3年8月（第8回）臨時総会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月11日(水) 午前10時00分から10時35分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 15人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	木原省五	3	清水寿昭	4	窪田恒治
5	台川洋子	6	小倉亜紗美	9	大月みどり
12	荒谷義憲	14	古川國昭	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	23	古川みどり

- 4 欠席委員 8人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	7	岡土居正弘	8	古本啓之
10	岡本義則	11	黒川克輝	13	住井正美
15	原茂正	22	高尾昭臣		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 16 吉高信夫 委員 17番 長原毅 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について（継続審議分）

(5) その他

(6) 閉会

8 出席者
(農業委員会事務局職員)

事務局長	本	越	秀	己
局長補佐	大	下	宏	治
局長補佐	定	井	芳	紀
農地係主査	津	山	隆	之
農地係主任	和	田	麻依	子
農地保全係一般事務員	西	田	直	子

議 長	<p>これより 8 月臨時総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行います。それじゃあ、座らせてもらいます。</p> <p>在任委員数23人中14人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、16番の吉高委員さん、17番長原委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和3年8月11日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和3年8月11日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について（継続審議分）」を上程いたします。</p> <p>本案は、前回7月総会から継続審議となっているものでございます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>先月の総会において継続審議となりました、●●における農地法第3条申請でございます。</p> <p>先月の総会後に、委員会で出ましたご意見を申請者側に伝え、許可を得た場合には必ず申請内容を履行するとの誓約及び収支計画に係る書面の提出を要請したところ、お手元に本日配付しておりますとおり、誓約書と営農計画書の提出がございました。</p> <p>このうち営農計画書につきましては、新たに要請して提出をいただいた収支計画書は、1ページと2ページの部分でございます。これに加えて、3ページ以降につきましては当初の申請時において提出をされておりました営農計画書となっております。これを併せて配付させていただきます。</p> <p>申請者側は、3ページに記載がございますように、高齢ではありますが、農業を行う最後の機会と捉え、本気で農業に取り組んでいく考えであるということ、そして農業勤務につきましましては、現在●●に申請者が勤務されておりますけれども、これは週2日の半日勤務であるということ、農業に必要な作業日数は十分に確保できるということを申されており、確認をいたしました。</p> <p>本日の審議に係る説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
古 川 委 員	<p>23番古川です。</p> <p>この前のときも、営農指導員さんのことを言われていたと思うんですけど、営農指導員さんは決まった方じゃないのかもしれませんが、ここに書いてほしかったなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>回答はいいです。</p> <p>ほいじゃあ。</p>
和 田 主 任	<p>すみません。営農計画書の、2ページにございます農業従事者の中に、3人目ですが、●●●●さんというお名前がございます。この方が営農を25年くらいされていると、農業経験があると、そういう方でいらっしやいまして、この方は農業指導者として雇用を計画されております。</p>

和田主任	以上です。
古川委員	分かりました。
議長	ほかにないようでしたら。
長原委員	<p>17番の長原です。</p> <p>この前に、ちょっと聞きたいことがある。前回の総会で、第33号議案で出とる議案の中に、●●へ隣接する土地、これが8,600㎡ありますね。8反、ほとんど9反。これと今回の4反6畝、その土地は隣接しとると。どうなっとるんですか。この間、事務局の方から説明されたのと、言われたことを聞いておりませんが、言われることを聞くとキャンプ場に、議案第33号で外す土地はキャンプ場にするという話がありました。そのときに、隣接云々の話もありました。関連性はどうなんです。どういう計画を持ってこういうことをやられるのか。総トータルでは、1町4反の土地ですよ、農地を。何をされるんですか。農業委員は農地を守らにゃいけん役目ですよ。それを簡単に、1町4反もの土地を、ねえ。議案第33号で8反6畝ですが、これは農用地から外すということになっとんですよ。それは、理由づけは庭園の増設のために外すということが出とんですよ。農地を守る立場の人はどうなんです。農地を守っていかんやいけんのんじゃないですか。簡単にものを受けちゃいけないですよ。この人はいわくつきの人ですから言ようんですよ、前回から。ねえ。まともな人ならこういうことを言いませんよ。どうなんです。</p> <p>それから、誓約書が出とるでしょ、これ。これは書いただけですよ。自筆じゃないじゃないですか。パソコンで打って投げとるだけ。転用等はいけません。転売、耕作放棄、転用、はいけません。やったらどうするんです。どういう処分をするんですか。営農計画書を見ても、これは羅列しただけですよ。年間200万円、350、650、そがな粗収入が上がるわけじゃないですか、野菜で。レタス、キュウリ、ナス、ピーマンで、上がるわけ絶対ないですよ、これは。営農計画は誰が指導するんです。本人はこのようにやると言うて営農計画を立てとんですから、この指導は誰がやるんです。できんかったら誰が責任を取るんです。</p> <p>いいかげんにしてくださいよ。農地を守らにゃいけんのんは農業委員ですよ。簡単にこういうのを受けちゃいけんじゃないですか。事務局も簡単に受け過ぎますよ。いわくつきの人だから言ようんですよ。守ってないじゃないですか、今まで。杉本さんも会長も、私より以前から知っておられるはずですよ、この人の件は。どう考えておられるんですか、会長。簡単に受ける必要ないじゃないですか。あまりにもひどいですよ。そりゃあ、これは地域の農家の方は渡りに船だから、筆を貸そうという思いは十分私も分かりますが、受けた方が何をやりよんですか。●●に勤務しながら農業できるわけじゃないですよ。高齢者の●●歳の方が。それから、営農のあれを見ようと、3人は会社員じゃないですか。会社員をやりながら農業できるわけないじゃないですか。野菜を作るんですよ。稲を作るんなら、それは会社員をやりながらできんことはないです、それは。野菜は日々の管理が必要なんですよ。毎日の管理ですよ。できるわけないでしょうが。会社員が年間50日か60日かけてやるというて出とるけど、できるわけないでしょうが。私ら家でやりようりますよ、一生懸命。毎日が農作業ですから。遊ぶ暇はありませんよ、こういう野菜をやると。これは遊びながらやりようる営農計画じゃないですか。それで、将来を見越しとるんですよ、将来を。見てみなさいや、石を持ってきて、全国から石を集めて、庭木を植えて、挙げ句の果ては庭園にしてという話ですよ。ほじゃから、先般の議案第33号で議案を出しておられる8,600㎡は何をやるんですか。書いてあることは、庭園の拡張工事のために必要であると書いてある。事務局から言われたのはキャンプ場をやるというて言われました。何でそこまでやらにゃいけんのんですか。普通の人間だったらできんですよ、こういうことは。●●勤務者であるから、できる話ですよ。財力がないと、こういうことはできませんよ。財力があるからやりようるでしょうが。一般の農家の方はこういうことはできないですよ。あまりにも不自然ですよ。言われたことをだだだだだあ書いとるだけで、これは信用できませんよ、全然。採用するに値しない。</p>
議長	今言われたことなんですが、3条で出とる面積については4,632㎡は農地としてやるということで、次の誓約書も自筆じゃないじゃというて言われるんですが、一応これは法的に出されとるもんで、それと営農計画につきまして、あくまでも計画で出されとんで、それをどうこう言う中身の審議じゃないので、これは一応形で。

長原委員	形だけなら作りなさんなや。形じゃ言われちゃ困りますよ。
議長	それと……
長原委員	何を言ようるんですか。この営農計画は形ですよと言うて出させたんですか、あんだ。
議長	え。
長原委員	この営農計画は形で出させたんですか。
議長	出させたじゃなしに、本人が計画で出されたもんです。あくまでも計画です。
長原委員	それは分かってますよ。今言われた……
議長	その内容をどうこう言う、そこまでの計画についての中身については、もう計画で出されとるんで、一応これでやらせてもらうんで、受けました。 誓約書も言うんですが、それをうちにどうこう言うんじゃなしに、本人が出されてきたもんで、守るということで。じゃけえ、こういうもんが出とるんで、一応このたびの3条についてもやっていくということ。 それと、今回の●●さんの関係で出とるのは、以前出とった分も本人の分はありません、名義で申請のは。平成20年からずっと23年とあるんですが、皆それはこの人の名義で申請が出とるのではありません。ですから、名義は今回が初めての3条申請によるものです。
脇坂委員	21番脇坂ですけども、今いろいろご意見が出ておりますけども、今回この方が出されている分が受理できない場合とか、そういう規定が法令とかそういう中であるのであれば、受理せずに審議はできないと思うんですが、今の現行制度の中ではこの方を排除する規定がないわけですから、出されたものを信用できないということについては信用できない何らかの裏づけを持って提示していただかないと、この方の、今度は個人的な名誉にも傷をつけるということにもなりますんで、この場でそういう発言をされることについては。正しい資料を提示していただければ、それでないと審議ができないと思いますので、一応私は正しく受理して審議するべきだと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。
窪田委員	4番の窪田です。 今、受理という言葉が出てきましたが、書類的に整っているから受理して議案として出されているということでもいいんですね。 それを私たちは異議ありという議論を踏まえて、議決して可否を決めるということですよ。 信用できる、できないの問題は、私はもうないと思うんです。
議長	ありがとうございました。 ほかには。
	< なし >
議長	それでは、ご意見がいろいろあったんですが、その中でいろいろ話が出た中で、書類上一応出とる申請で、これを疑うというんじゃなしに、やっていきたいと思いますので、ほかにご意見がないようでしたら、採決に入ります。
台川委員	今までの流れですよ。今回出されたのは山名さん、山名さんの名前で出されたのは今回が初めてで、今までは親族の方の名前で出されたということですが、今までの庭園ができるまでのずっと流れを調べていただいて、表にしてください。
議長	え。
台川委員	表にしてください。
議長	いや、それはそうですが、今までと3条との関係はないということで私は話したでしょう、この人の。 本人が出しとんならそれはいいですがということで、今説明した思います。
台川委員	ああ、そうですか。 流れを出していただいて……
議長	流れというても、その流れが何でここで必要なんです。今言うたように、ほかは出ていないからというて。
台川委員	要は、今まではこういうことずっと、農地を普通に農業に使うというて出しながら、庭園

台川委員	にしてきたわけじゃないですか、今までずっと。その流れを、この流れではやられないですよねという確約をお願いしたい。
議長	それは、さっきも言うたように、直接今回の3条の分だけで子供さんが出とることじゃけん、これとは関係ないと思いますんで、それは。
台川委員	今は庭園の名義はどなたになられとるんですか。
議長	え。
台川委員	庭園の名義はどなたになられとるんですか。
議長	何です。
台川委員	庭園の名義。
大下局長補佐	今ご質問の庭園の名義ですが、全て●●という社団法人が今この土地、●●については所有をされ、運営をされていらっしゃると。
台川委員	代表の名前は。
大下局長補佐	<p>代表理事は●●様といわれる方で、理事その他の方にも山名様のお名前は出てこないという状況になります。</p> <p>それと、これまでの、すいません、流れの中で、事務局の説明も足りていなかった部分があって、繰り返しになるかもしれませんが、もちろん事務局はこの●●について、これまで起こった経緯は全て一旦調べた上で、申請を受け付けるかどうかのやり取りをずっとやってきました、先方と。●●は、元をただせば平成11年に今回の申請人ではない●●様、別の●●様が農地を取得するところから始まりまして、農地を取得した後にその方が結果的に10年以上たった段階で4条なり5条申請で転用をされた。それが今の●●の姿になっております。それ以外にも、また今回の申請人ではない●●様が拡張していく過程の中で、今度は3条じゃなしに5条で拡張であるということで、どんどん転用申請を出されて、法的に妨げるものはないということで審議いただいた上で許可を全て出したというのが●●の流れになっております。</p> <p>今回の申請人、●●●●様について言えば、これまで●●に起こった一連の、審議でも疑義がたくさん出ておりましたけども、そのことについては一度も登場されたことはございません。直近でいえば、令和元年7月に初めて●●●●様がこの件について申請を出されて、それは現存する●●を拡張して、芝広場や石庭、花木、遊歩道を造るという、これも5条の転用では認められている範囲ということで、初めて現れたのが令和元年ですが、これは5条申請で、●●、今回の●●様が申請人として登場されました。</p> <p>その続きとして、今回出たのが、●●に絡めて言うのであれば2件目という言い方が適切かどうか分かりませんが、●●に隣接する場所、農地、先ほどもご指摘があったとおり、大部分をキャンプ場とされる予定で、それは今後5条の申請で出されてまいります。今、農振除外を申請されとる段階なので。それとは別に、一定の規模の農地をどうしても農業をやりたいということをおっしゃったので、書面が整っているか、基準を満たしているか等をこちらで詰めさせていただいて、見させていただいた上で受理ということで判断をいたしましたので、前回の総会で申請が出ましたということで上げさせていただいたものになっております。</p> <p>農地を3条で取得した後にまた転用される方が現実としていらっしゃるんですが、農地法はそこについて何ら制限を設けてないんです。それで、転用目的の農地取得はできないということは農地法で規定で明らかなんですが、農地を取得された後に、農業をすることが困難になった、もしくは事情の変化が生じたのでどうしても転用されたいと申される方は、たくさんいらっしゃいます。それが、農地転用を目的とした元からの3条の取得ではなかったのかと疑われる件が多発しておることを受けて、広島県は平成26年に3年3作の要件を加えると。つまり、農地を3条で取得した後は、3年かつ3作以上の耕作が何らかの形で認めなければ転用を認めないという運用をしても構わないという通知を出しました、広島県が。それを受けて、平成26年からそのようなものに該当、3年もたっていない、もしくは耕作は必ず成功するとは限らないので、果樹を植えたけども枯れてしまったとか、野菜がうまくいなくて休耕状態にあるというようなものも含めてありますけども、それも耕作していないとは言えないので、3年3作をクリアした後に5条の転用を出される場合は、それは受け付けないわけにはいかないという実態はございます。</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>繰り返しになりますけれども、そういった実態を踏まえてこの案件を見たときには、事務方としてはこの申請を不適切なものとして受け付けないというような事情がなかったものですから。農地を取得する場合には、農地法3条に取得する要件が書いてあります。これは、事務処理要領の2部の7ページ以下にも書いてあるんですが、機械は所有しているのか、どうやって耕作するのかをちゃんと確認することとか、必要な従事者はちゃんとそろっているのか、人数は足りているのか、あと農業に従事する日数はどれぐらいあるのかと、そういったことを見て、勘案して、3条許可すべきかどうかを決することということになっております。</p> <p>それに加えて、これも判例、裁判例であるんですが、この農地法の3条許可を相手に与えるかどうかについての適格性については、農地法に定める不許可事由に該当するものがない限り、許可を与えるべき義務があるという判例がございます。裁判になった他市町の事例だと思うんですけども、この申請人に対して農地取得を認めるかどうかの争いになった場合に、農業委員会としましては農地法に書いてある許可要件に該当するかどうかだけで判断しなければならないということになっており、それに該当する、例えば機械は持っていません、従事者はいませんか、農作業日は確保できませんとか、そういったことが明るみにならない限りは許可を与えなければならないということに、法的にはなっておりますので。様々なご意見があるところはもちろん承知しておりますけれども、事務局ではそこは言わば徹底して、この方に対して投げかけてまいりましたし、それに対して書類を出すなりの形で答えられたので、申請受理という形を取らせていただいたということでございます。ご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
台 川 委 員	<p>ということは、流れとしてはいずれ庭園になる可能性大であるけれども、事務局としては受けざるを得ないと。不許可理由がない場合になりますので、今回は受理せざるを得ないということになります。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>すいません。今後、この農地が結局転用されて、●●の一部になってしまうかどうかということについては、現時点では事務方も申請人も。申請時において、私は農業をやるために3条申請を出しているのだから、その考えはありませんと言われた部分については受け止めて、その後の事情で、どの農地もそうなんですが、未来永劫その農地がずっと農地として耕作されるということを農地法が求めているわけではないというところがございますので、仮に5年後ないし10年後か分かりませんが、この農地が何らか●●の一部として転用が出された、申請が出された場合があるとしたら、その時点でちゃんと耕作をしていたかどうかを見させていただいた上で、受けるかどうかを決めていくと。先ほど言いましたように、3年3作ということを相手方に求めているわけですから、そこは地元の農業委員さんの協力を得ながら、確認した上で受けるものは受ける、受けれないものは受けれないという判断をしていくものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	いいです。
台 川 委 員	はい。
議 長	ほかにはないですかね。
	＜ なし ＞
議 長	<p>それじゃあ、ご意見が。</p> <p>それでは、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について（継続審議分）」を許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	＜ 多数挙手 ＞
議 長	<p>挙手多数ですので、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について（継続審議分）」は許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、日程4、その他に入ります。</p> <p>委員の皆様から何かございましたら、事務局もありましたらお願いいたします。</p> <p>ないですか。</p>
	＜ なし ＞

議 長	ないようですので、なければ委員の皆様にはご審議誠にありがとうございました。ありがとうございました。大変忙しいときに臨時で開かせてもらって、ありがとうございました。以上をもちまして臨時総会を終了させていただきます。ありがとうございました。
-----	--

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 16番 吉高 信夫 委員 17番 長原 毅 委員